

令和 7 年 6 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

(令和 7 年 6 月 1 1 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 4 5 号	五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	1
議案第 4 6 号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3
議案第 4 7 号	五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5
議案第 4 8 号	五島市国民健康保険診療所条例の一部改正について	7
議案第 4 9 号	財産の取得について	8
議案第 5 0 号	財産の取得について	9
議案第 5 1 号	財産の取得について	10
議案第 5 2 号	財産の取得について	11
議案第 5 3 号	財産の取得について	12
議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について	13
議案第 5 5 号	公有水面埋立てに関する意見について	14
議案第 5 6 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	31
議案第 5 7 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	40
議案第 5 8 号	和解及び損害賠償の額の決定について	51
議案第 5 9 号	令和 7 年度五島市一般会計補正予算 (第 3 号)	別冊

議案第60号	令和7年度五島市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第61号	令和7年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	令和7年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
報告第8号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	52
報告第9号	令和6年度五島市一般会計継続費繰越計算について	別冊
報告第10号	令和6年度五島市一般会計繰越明許費繰越計算について	別冊
報告第11号	令和6年度五島市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算について	別冊

議案第45号

五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

五島市福祉医療費の支給に関する条例（平成16年五島市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前2項、第6項及び第8項」を「前項」に改める。

第4条第4号中「子ども」の次に「(小学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの障害児、母子家庭の子及び父子家庭の子を除く。)」を加える。

第6条第2項中「小学校就学の始期に達する」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、「未就学の」を削り、「乳幼児」の次に「又は子ども」を加える。

第8条第3項中「乳幼児」の次に「又は子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に限る。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第4項、第4条第1項、第6条第2項及び第8条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 施行日以後の診療に係る医療費の支給のために必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(提案理由)

小学生及び中学生である子どもに係る福祉医療費を現物給付の方法により支給することができるようにするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第46号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分

担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第47号

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため

の措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 48 号

五島市国民健康保険診療所条例の一部改正について

五島市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

五島市長 出口 太

五島市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険診療所条例（平成 16 年五島市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「診療所に」を「国民健康保険久賀診療所及び国民健康保険玉之浦診療所に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険奈留歯科診療所に事務長を置く。

第 13 条中「及び国民健康保険岐宿歯科診療所山内出張所」を「、国民健康保険岐宿歯科診療所山内出張所及び国民健康保険奈留歯科診療所」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

国民健康保険奈留 歯科診療所	五島市奈留町浦 1750 番地 1	水曜日及び 木曜日	午前 9 時 30 分から正 午まで及び午後 1 時か ら午後 3 時まで
-------------------	----------------------	--------------	---

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

奈留地区に国民健康保険奈留歯科診療所を開設すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第49号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 事務用パソコン（380台） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 43,639,200円 |
| 4 契約の相手方 | 五島市籠淵町2126番地1
有限会社 精光社
代表取締役 坂谷 翔太 |

（提案理由）

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第50号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | 事務用パソコン（200台） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 24,024,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 五島市木場町310番地1
有限会社 円尾商店
代表取締役 出口 勢治 |

（提案理由）

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第51号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 事務用パソコン（100台） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 17,324,120円 |
| 4 契約の相手方 | 五島市大荒町18番地1
株式会社 チューオー
代表取締役 田中 英昭 |

（提案理由）

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第52号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | Microsoft Office 2024 ライセンス |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 61,526,300円 |
| 4 | 契約の相手方 | 五島市大荒町18番地1
株式会社 チューオー
代表取締役 田中 英昭 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第53号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 36,168,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目8番28号
福岡トヨタ自動車株式会社
代表取締役 金子 直幹 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第54号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 第1丸木住宅新築工事（建築） |
| 2 | 工 事 場 所 | 五島市福江町1190番地10 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 | 工事請負金額 | 248,893,700円 |
| 5 | 工 事 請 負 人 | 五島市東浜町一丁目4番16号
出口興業 株式会社
代表取締役 出口 敬介 |

（提案理由）

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 55 号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により次の公有水面の埋立てに関して、支障がない旨の意見を述べるものとする。

令和 7 年 6 月 11 日提出

五島市長 出口 太

位 置	面 積 (平方メートル)	用 途	出 願 者
五島市三井楽町貝津字山川 88番11の地先公有水面	1623.39	漁港施設用地	五 島 市

(提案理由)

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第 4 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

6 漁港許第2号

令和7年4月25日

五島市長 様

長崎県知事 大石 賢吾

(公 印 省 略)

公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

このことについて、別添のとおり五島市から出願がありましたので、公有水面埋立法第3条第1項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から4ヵ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課 調整・管理担当

電話 095(895)2853

公有水面埋立免許願書

令和7年3月3日

長崎県知事 大石賢吾 様

出願人	所在地	長崎県五島市福江町1番1号
	名称	五島市
代表者	住所	長崎県五島市福江町1番1号
	氏名	五島市長 出口 太



公有水面埋立法第2条1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので下記により、出願します。

記

1、埋立区域

(1)位置

長崎県五島市三井楽町貝津字山川88番11の地先公有水面

(2)区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点を結ぶ令和6年の秋分の満潮位(D.L.+3.00m)における公有水面と陸地及び工作物との境界線により囲まれた区域

基点 五島市三井楽町貝津字山川88番11内の、コンクリート天端に設けたKS2の真鍮標識

北緯 32度42分53.9339秒

東経 128度39分15.3260秒

以下「基点」という

①の地点	基点から	164度49分48秒	96.988mの地点
②の地点	①の地点から	160度06分09秒	16.416mの地点
③の地点	②の地点から	28度15分07秒	7.474mの地点
④の地点	③の地点から	340度37分24秒	1.405mの地点
⑤の地点	④の地点から	67度36分10秒	4.000mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	160度24分59秒	2.745mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	208度09分31秒	44.608mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	250度11分55秒	24.362mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	340度06分09秒	7.384mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	70度06分06秒	2.600mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	340度05分52秒	7.200mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	250度06分06秒	2.600mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	340度06分53秒	0.800mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	70度05分51秒	3.100mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	340度05分54秒	22.400mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	250度06分13秒	3.100mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	340度06分26秒	4.600mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	70度05分44秒	4.600mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	160度06分13秒	3.100mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	70度05分54秒	22.400mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	340度06分13秒	3.100mの地点

〈議案第55号参考〉

㉒の地点	㉑の地点から	70度02分51秒	0.800mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	160度06分06秒	2.600mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	70度06分02秒	18.400mの地点
㉕の地点	㉔の地点から	340度04分51秒	2.600mの地点

(3)面積

1623.39㎡

2、埋立に関する工事の施行区域

(1)位置

長崎県五島市三井楽町貝津字山川88番11、88番12の地内及び88番11地先公有水面

(2)区域

次のイの地点からへの地点まで順次直線で結んだ線及びへの地点とイの地点を結ぶ線により
囲まれた区域

基点 埋立区域に同じ

イの地点	基点から	156度26分25秒	24.984mの地点
ロの地点	イの地点から	160度03分41秒	70.000mの地点
ハの地点	ロの地点から	160度24分58秒	14.320mの地点
ニの地点	ハの地点から	208度09分31秒	44.608mの地点
ホの地点	ニの地点から	250度11分53秒	58.288mの地点
への地点	ホの地点から	340度05分53秒	114.032mの地点

(3)面積

9946.67 m²

3、埋立地の用途

漁港施設用地

4、設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

-3m岸壁、取付護岸A及びBの高さ: D.L. +3.60m~D.L. +3.70m

輸送施設用地の高さ: D.L. +3.60m~D.L. +4.00m

E護岸(D区間)の高さ: D.L. +3.60m

E護岸(E区間)、導流堤、南防波堤の高さ: D.L. +4.00m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
-3m岸壁 (取付護岸A及びB含)	岸壁 (護岸)	[基礎工]基礎捨石 [本体工]直立消波ブロック、方塊、コンクリート [上部工]コンクリート [天端高]D.L. +3.60m~D.L. +3.70m
輸送施設用地	用地	[基礎工]埋土 [舗装工]アスファルト舗装 [天端高]D.L. +3.60m~D.L. +4.00m
E護岸(D区間)	護岸	[基礎工]基礎捨石 [本体工]方塊 [上部工]場所打ちコンクリート [天端高]D.L. +5.10m
E護岸(E区間)	護岸	[基礎工]基礎捨石 [本体工]方塊 [上部工]場所打ちコンクリート [天端高]D.L. +6.10m
導流堤	導流堤	[本体工]コンクリート [上部工]場所打ちコンクリート [天端高]D.L. +6.10m
南防波堤	防波堤	[本体工]コンクリート [上部工]場所打ちコンクリート [天端高]D.L. +6.80m

〈議案第55号参考〉

(3)埋立に関する工事の施行方法

①埋立工法

本埋立工事は、-3m岸壁を設置するため、基礎捨石、本体工、裏込栗石、裏埋土、埋土、エプロン舗装、アスファルト舗装により、計画地盤高まで埋立を行う。

②埋立に関する工事の施行順序

1)基礎工

本体工設置のため、床掘後基礎捨石を投入し、均しを行う。

2)本体工

ヤードで方塊及び直立消波ブロック製作後、現地に運搬し、計画位置に設置する。

3)上部工

本体工設置後、場所打コンクリートを打設し、所要天端高まで立ち上げる。

4)裏込工

本体工、上部工完成後、裏込栗石(5～15cm)を投入する。均し後、防砂布を設置する。

5)裏埋土工

裏込工施工後、裏埋土・埋土を投入する。

6)舗装工

裏埋土工施工後、エプロン舗装・用地舗装を行う。

7)付属工

係船柱・コーナープレート、防舷材及び車止めを設置する。

③埋立に用いる土砂等の種類

購入土

(4)公共施設の配置及び規模の概要

該当なし

5、埋立に関する工事の施行に要する期間

2年

①

①一般平面

五島市三井

電子地形図25000

一般平面図(五島市三井楽町貝津)



基点
北緯 32度42分53.9339秒
東経 128度39分15.3260秒

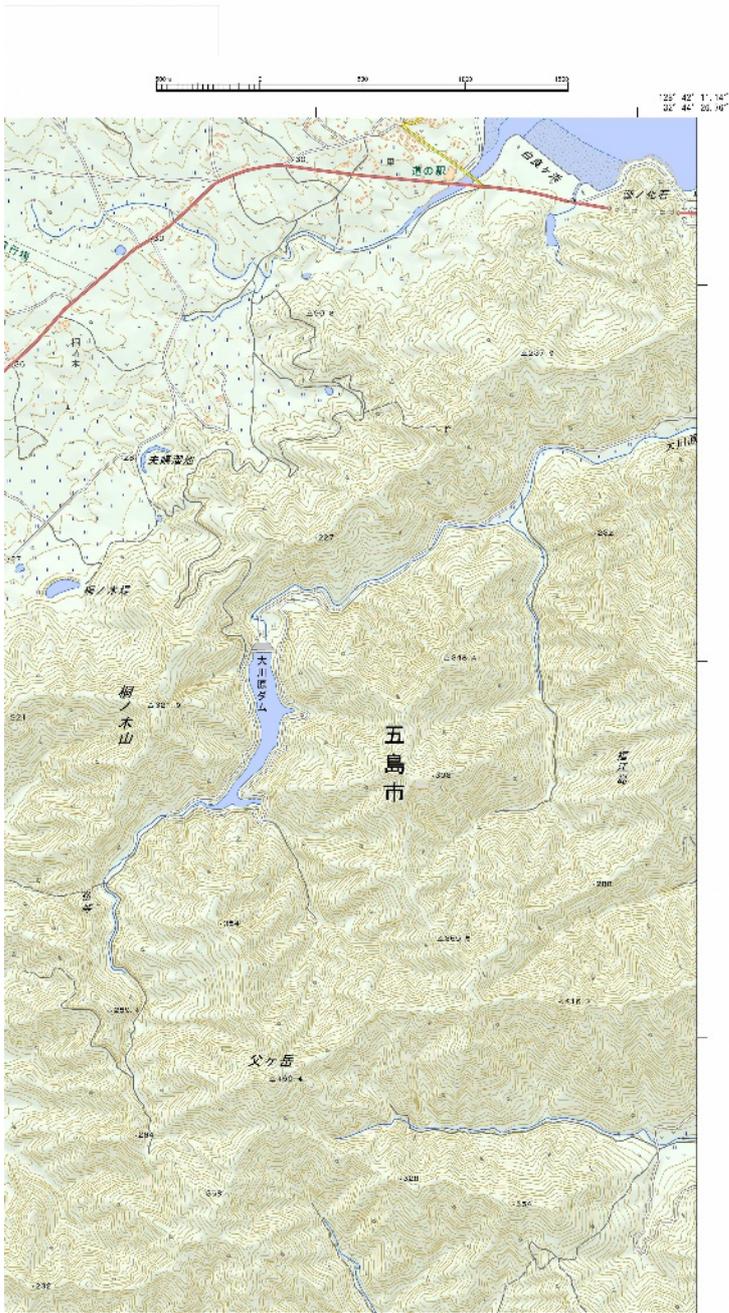
施行区域

埋立区域

凡 例

- 埋立区域
- 施行区域

1. 投影はユニバーサル横メルカトル区法、座標帯は第52帯、中央子午線は東経129°
2. 図面に付した経緯は経緯度宗1分ごとの日盛
3. 高さの基準は福江港の平均海面
4. 等高線及び等深線の間隔は10メートル
5. 磁気偏角は西偏約8°20′
6. 図式は平成24年電子地形図25000図式
7. 本図上部の枠内には、この地図の購入者が
入方したものをその法律記載しています

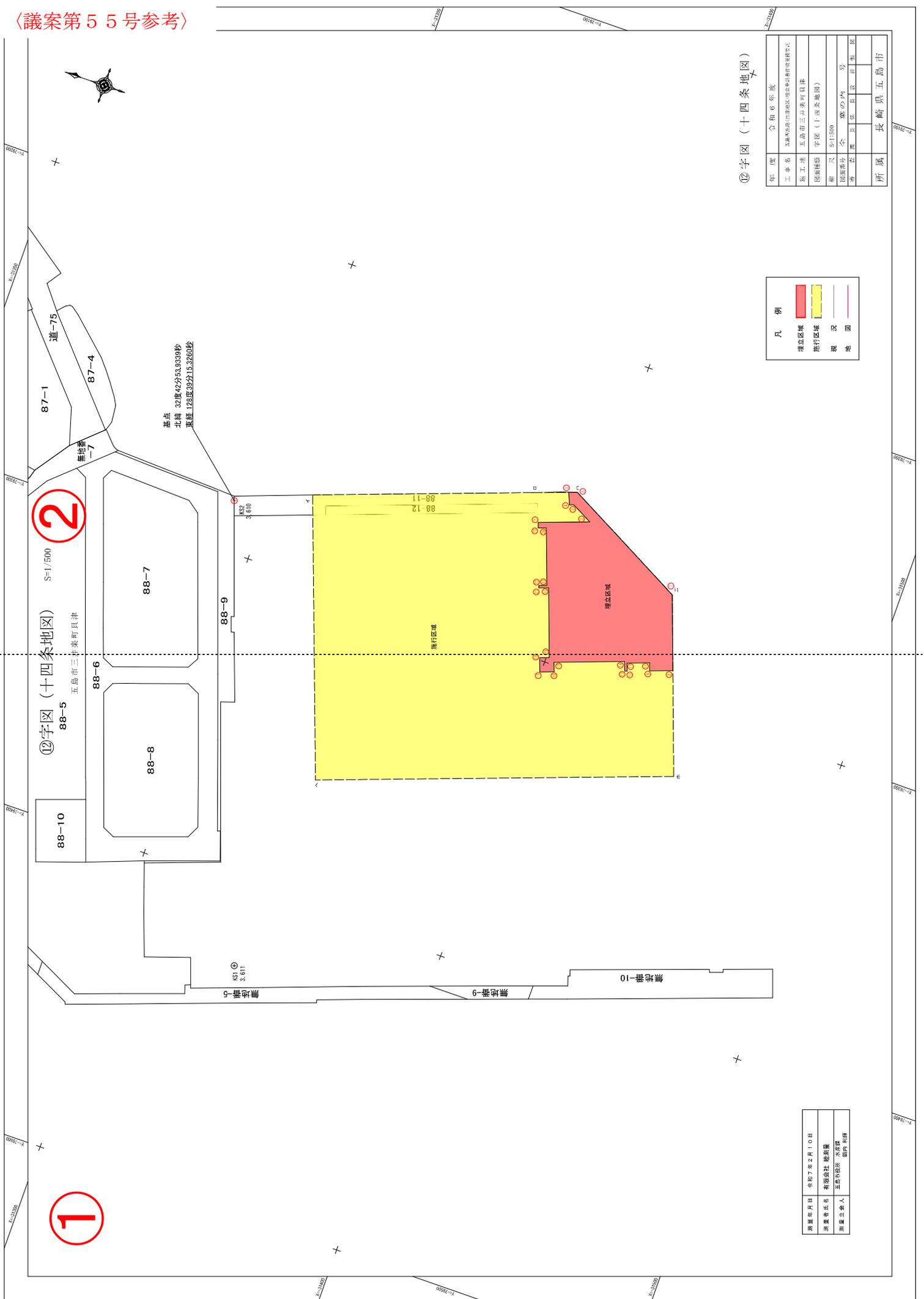


令和7年1月16日 測製
 著作権所有兼発行者 国土地理院
 128.05-32.71-A3-y-20250116-104207-0000



① 一般平面図

年度	令和6年度			
工事名	五島西漁港(貝津地区)埋立申請書作成業務委託			
施工地	五島市三井楽町貝津			
図面種類	一般平面図			
縮尺	S=1:25,000			
図面番号	全葉の内号			
審査	課長	係長	設計	製図
所属	長崎県五島市			



㊫字図（十四条地区）

年度	令和6年度
工事名	五島町西尾1丁目地区の区域区分申請取組等実施事業
施工地	五島市三井原町貝津
図面種類	字図（十四条地区）
縮尺	S=1/500
図面番号	全 葉の内 号
申請者	五島市 貝津 町 区
所属	長崎県五島市

凡例

埋立区域	飛行区域	現況	地図

測量年月日	令和7年之月10日
測量者氏名	有限会社 地研屋
測量立寄人	五島市役所 水産課 課内 利博

1

⑫字図 (十四号)

88-5

五島市三

88-10

88-6

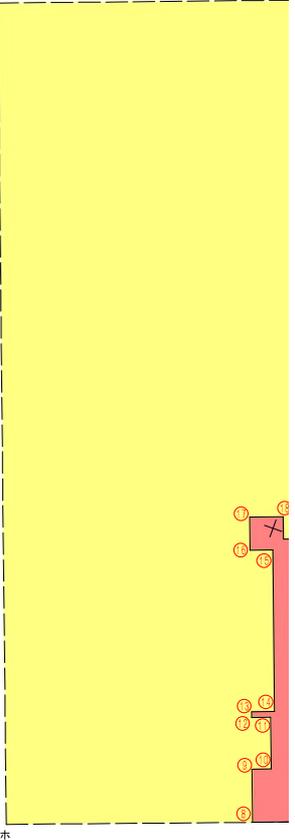
88-8

無地番-5

KS1 ⊕
3.611

無地番-9

無地番-10



測量年月日	令和7年2月10日
測量者氏名	有限会社 睦測量
測量立会人	五島市役所 水産課 鍋内 利輝

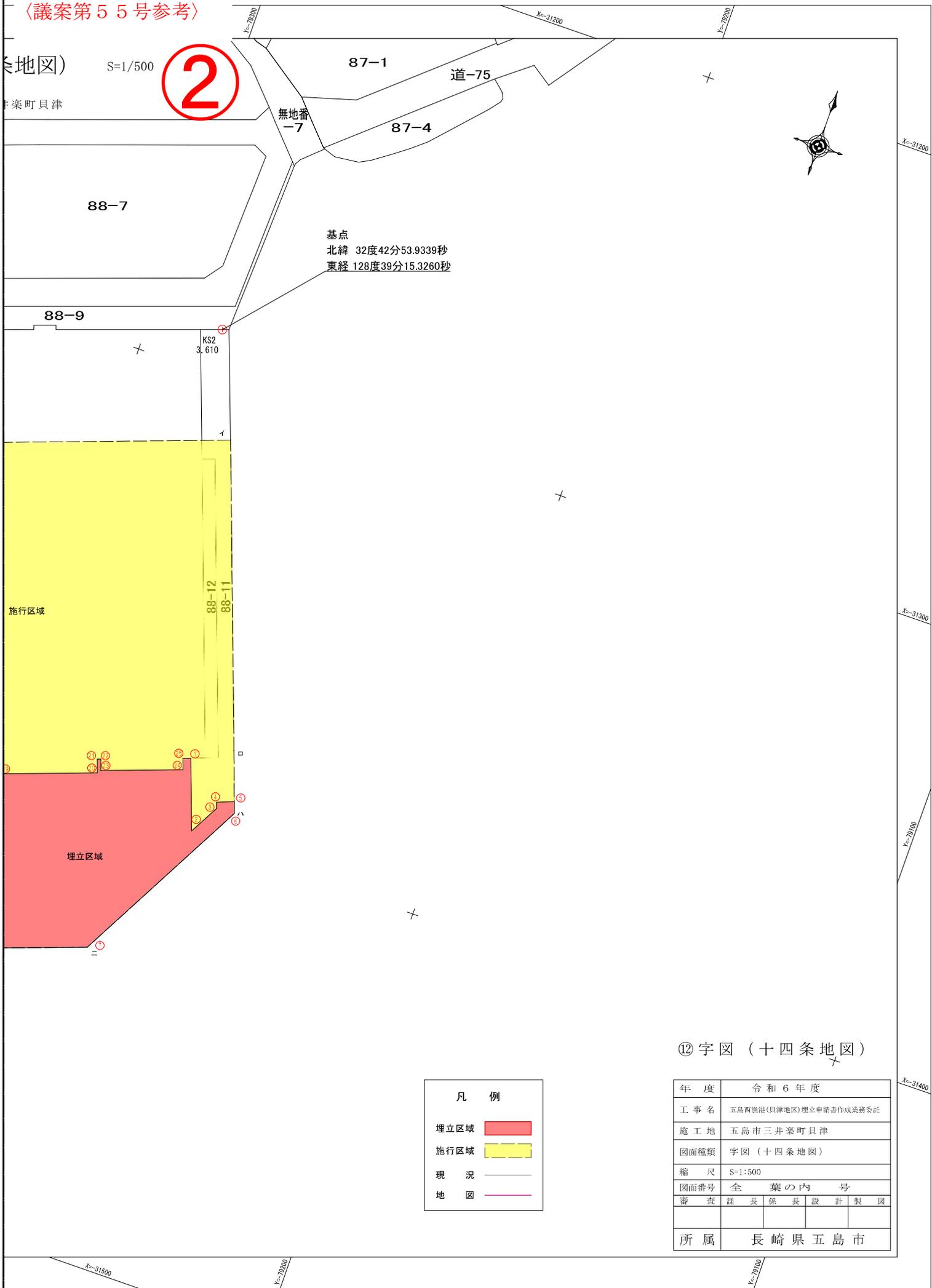
〈議案第 5 5 号参考〉

全地図)

S=1/500

2

三井薬町貝津



基点
北緯 32度42分53.9339秒
東経 128度39分15.3260秒

施行区域

埋立区域

⑫字図 (十四条地図)

凡 例	
埋立区域	
施行区域	
現 況	—
地 図	—

年 度	令和 6 年度			
工 事 名	五島西漁港(貝津地区)埋立申請書作成業務委託			
施 工 地	五島市三井薬町貝津			
図面種類	字図 (十四条地図)			
縮 尺	S=1:500			
図面番号	全 薬 の 内 号			
審 査	課 長	係 長	設 計	製 図
所 属	長 崎 県 五 島 市			

1

⑤求積平面図 (地)

五島市三

求積表

地番	埋立区域	X _n	Y _n	X _n ・(Y _{n+1} -Y _n -1)	面積
①		-31383.266	-79258.423	-228156.343820	16.42
②		-31398.702	-79252.836	-286513.157750	7.47
③		-31392.138	-79249.298	-46436.586496	1.40
④		-31390.793	-79245.754	-101455.042976	4.00
⑤		-31389.289	-79246.056	-144953.644242	2.74
⑥		-31391.855	-79245.146	631949.433005	44.61
⑦		-31431.183	-79296.197	1382123.410659	21.35
⑧		-31439.438	-79289.119	799662.054660	7.33
⑨		-31432.493	-79291.632	2137.469524	2.60
⑩		-31431.608	-79289.187	188.589648	7.20
⑪		-31424.838	-79291.633	153856.009348	2.60
⑫		-31423.723	-79291.083	85383.689391	0.80
⑬		-31424.971	-79291.353	-83021.773882	3.10
⑭		-31423.916	-79291.441	148038.068276	22.40
⑮		-31402.854	-79299.056	336956.081160	3.10
⑯		-31403.999	-79301.981	140689.512320	4.60
⑰		-31399.584	-79300.546	-86962.851940	4.60
⑱		-31398.013	-79299.221	-168921.326840	3.10
⑲		-31406.933	-79298.156	-694494.435161	22.40
⑳		-31393.308	-79277.104	-628085.913196	3.10
㉑		-31399.393	-79278.159	9511.289079	0.80
㉒		-31399.129	-79277.497	-61353.629440	2.60
㉓		-31392.565	-79276.525	-370996.579635	18.10
㉔		-31386.302	-79259.220	-515237.538632	2.60
㉕		-31383.857	-79259.106	-25012.934029	1.78
合計				3246.786531	
地積				1623.39	㎡

測量年月日	令和7年2月10日
測量者氏名	有限会社 陸測量
測量立会人	五島市役所 水産課 鍋内 利輝

X=-31400

Y=-79300

X=-31500

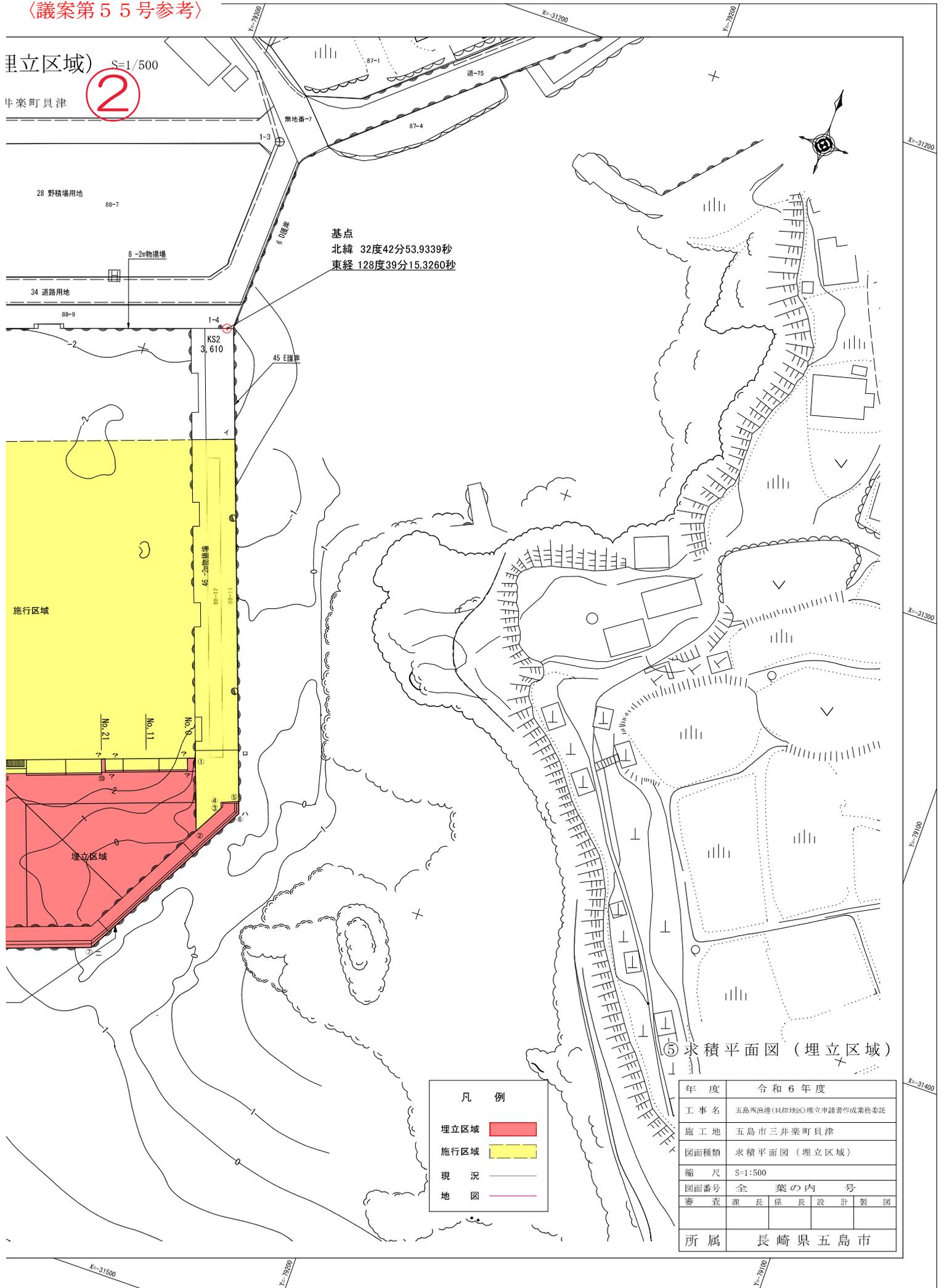
Y=-79400

Y=-79300

里立区域) S=1/500

2

中楽町貝津



基点
北緯 32度42分53.9339秒
東経 128度39分15.3260秒

⑤ 求積平面図 (埋立区域)

凡 例

埋立区域	■
施行区域	■
現 況	—
地 図	—

年 度	令和 6 年度
工事名	五島西漁港(貝津地区)埋立申請書作成業務委託
施工地	五島市三井楽町貝津
図面種類	求積平面図 (埋立区域)
縮 尺	S=1:500
図面番号	全 葉の内 号
審 査	課 長 係 長 設 計 製 図
所 属	長 崎 県 五 島 市

議案第 56 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

五島市長 出 口 太

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市富江町土取字椛嶋 798 の 3 地先	109.72	字椛嶋

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

竣 功 認 可 書

五 島 市

令和7年3月5日付けで申請のあった第1種倭寇漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

長崎県五島市富江町土取字椀嶋798番3地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 109.72㎡

(内訳) 船 揚 場 109.72㎡

電子地形図25000

富江

縮尺 1:25,000
投影法 UTM



経度 142.00°
緯度 43.00°



127° 00' 00"
32° 00' 00"

記号

① 4車線以上	△40 電子測定点	○ 特別観測点
② 2車線幅員10m以上	△30 三角点	○ 観測点
③ 2車線幅員10m未満	○ 水準点	○ 観測点
④ 1車線道路	○ 中絶所	○ 神社
⑤ 幅員3.0m未満の道路	○ 観測所の位置	○ 寺
⑥ 従歩道	○ 村長宅	○ 稲刈場
⑦ 国道及び国道番号	○ 公共用	○ 海岸突
⑧ 都道府県道	○ 養利所	○ 海岸線
⑨ 市町村道	○ 小売所	○ 油井・ガス井
⑩ 庄園	○ 消防署	○ 台
⑪ 石段	○ 警察署	○ 台
⑫ 電線	○ 養老所	○ 台
⑬ 電線	○ 養老所	○ 台
⑭ 電線	○ 養老所	○ 台
⑮ 電線	○ 養老所	○ 台
⑯ 電線	○ 養老所	○ 台
⑰ 電線	○ 養老所	○ 台
⑱ 電線	○ 養老所	○ 台
⑲ 電線	○ 養老所	○ 台
⑳ 電線	○ 養老所	○ 台
㉑ 電線	○ 養老所	○ 台
㉒ 電線	○ 養老所	○ 台
㉓ 電線	○ 養老所	○ 台
㉔ 電線	○ 養老所	○ 台
㉕ 電線	○ 養老所	○ 台
㉖ 電線	○ 養老所	○ 台
㉗ 電線	○ 養老所	○ 台
㉘ 電線	○ 養老所	○ 台
㉙ 電線	○ 養老所	○ 台
㉚ 電線	○ 養老所	○ 台
㉛ 電線	○ 養老所	○ 台
㉜ 電線	○ 養老所	○ 台
㉝ 電線	○ 養老所	○ 台
㉞ 電線	○ 養老所	○ 台
㉟ 電線	○ 養老所	○ 台
㊱ 電線	○ 養老所	○ 台
㊲ 電線	○ 養老所	○ 台
㊳ 電線	○ 養老所	○ 台
㊴ 電線	○ 養老所	○ 台
㊵ 電線	○ 養老所	○ 台
㊶ 電線	○ 養老所	○ 台
㊷ 電線	○ 養老所	○ 台
㊸ 電線	○ 養老所	○ 台
㊹ 電線	○ 養老所	○ 台
㊺ 電線	○ 養老所	○ 台
㊻ 電線	○ 養老所	○ 台
㊼ 電線	○ 養老所	○ 台
㊽ 電線	○ 養老所	○ 台
㊾ 電線	○ 養老所	○ 台
㊿ 電線	○ 養老所	○ 台

五



1. 標高はユニバーサル横メルカトル図法、測標高は第52号、中央子午線は東経129°
2. 図部に付した距離は経緯度差1分ごとの距離
3. 高さの基準は福江港の平均海面
4. 等高線及び等深線の間隔は10メートル
5. 磁気偏角は西偏約1°0'
6. 図式は平成24年電子地形図25000図式

位置図



凡例

埋立区域	
施行区域	

(世界測地2011)

年度	令和6年度			
工事名	倭寇漁港(女亀地区)測量			
施工地	五島市 富江町土取			
図面種類	位置図			
縮尺	S=1:25000			
図面番号	全葉の内号			
審査	課長	係長	設計	製図
所属	長崎県五島市			

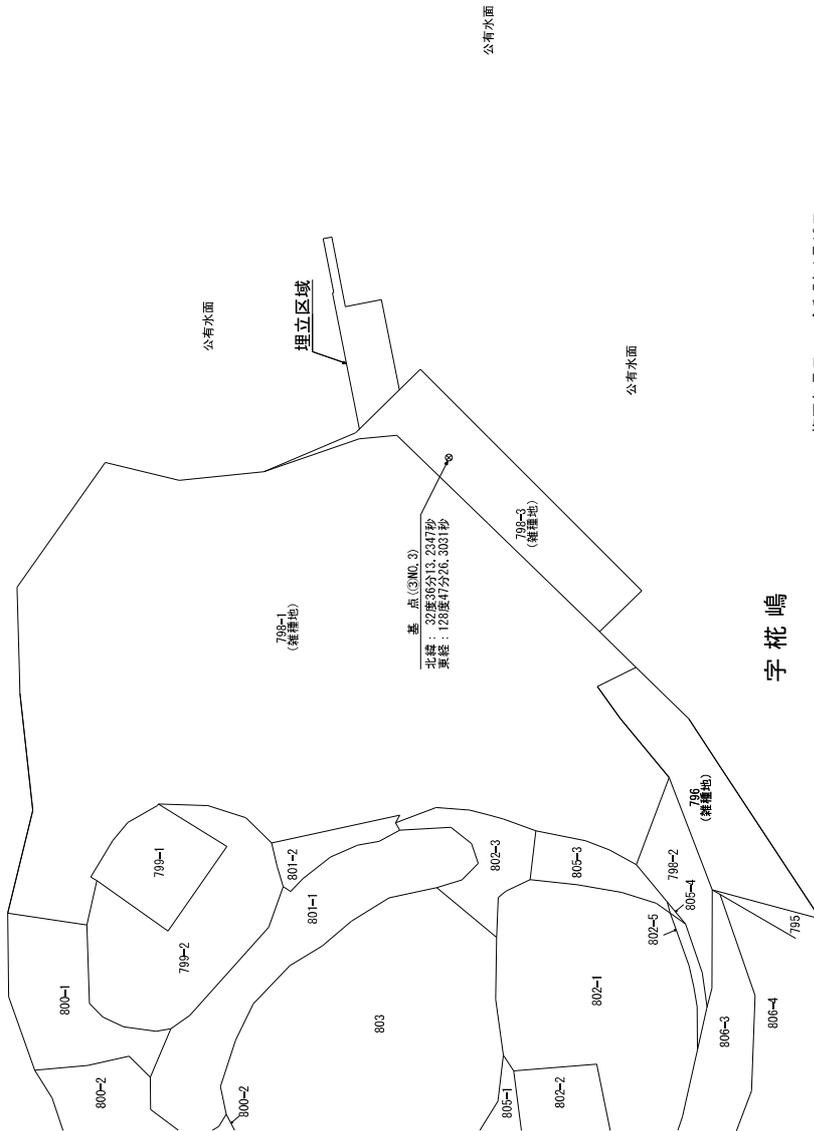
令和4年10月24日 調製

電子地形図25000

著作権所有兼発行者 国土地理院
DKG-J25K-T01-482876-20221024-111216-0000

字 図 (14 条 地 図)

S=1 : 500 五島市富江町土取字柗嶋



字 図 (14 条 地 図)

(世界測地2011)

年 度	令 和 6 年 度
工 事 名	倭寇漁港 (女亀地区) 測量
施 工 地	五島市 富江町土取
図面種類	字 図 (14 条 地 図)
縮 尺	S=1 : 500
図面番号	全
番 査	課 長 係 長 設 計 製 図
所 属	長 崎 県 五 島 市

複写年月日 令和7年1月13日
 法 務 局 長崎地方方法務局五島支局
 複 写 人 五島市産業振興部水産課 監督員 後川直哉

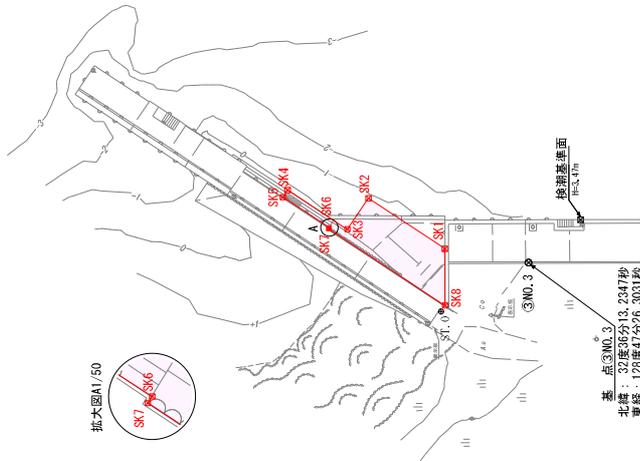
倭寇漁港（女亀地区）実測平面図

S=1 : 500 五島市富江町土取

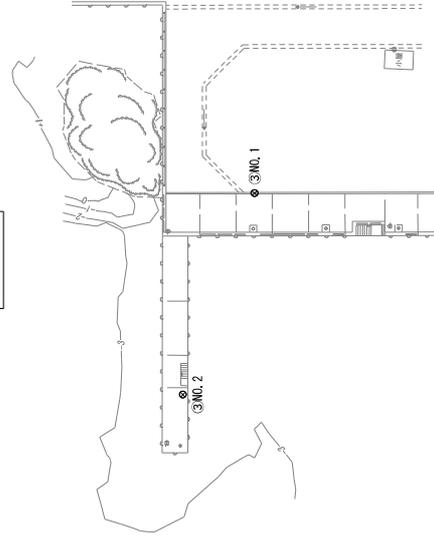


凡例

埋立区域	
現況	



護岸・突堤



② 実測平面図

(世界測地2011)

年度	令和6年度
工事名	倭寇漁港（女亀地区）測量
施工地	五島市 富江町土取
図面種類	実測平面図
縮尺	S=1 : 500
図面番号	全
番	査
係長	長
設	計
製	図
所	属
	長崎県五島市

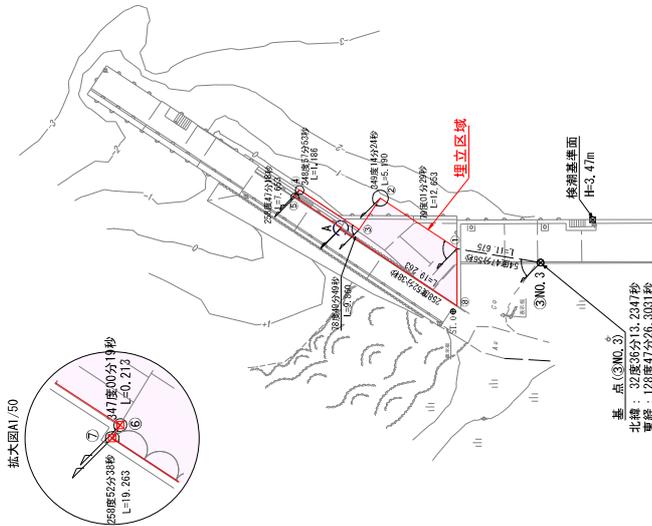
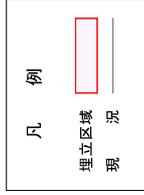
測量図の種類	縮尺
① 測量図	1:500
② 測量図	1:500
③ 測量図	1:500
④ 測量図	1:500
⑤ 測量図	1:500
⑥ 測量図	1:500
⑦ 測量図	1:500
⑧ 測量図	1:500
⑨ 測量図	1:500
⑩ 測量図	1:500

測量年月日 令和7年01月30日
 測量者 杉測量有限公司 杉 賢二
 立会人 五島市産業振興部水産課 監督員 後川直哉

点名	X座標	Y座標	備考
③NO.1	-43634.149	-66540.152	基準点 (国測院準拠)
③NO.2	-43807.324	-66552.753	基準点 (国測院準拠)
③NO.3	-43726.157	-66560.846	基準点 (国測院準拠)

倭寇漁港（女亀地区）平面図（方位角図）

S=1 : 500 五島市富江町土取



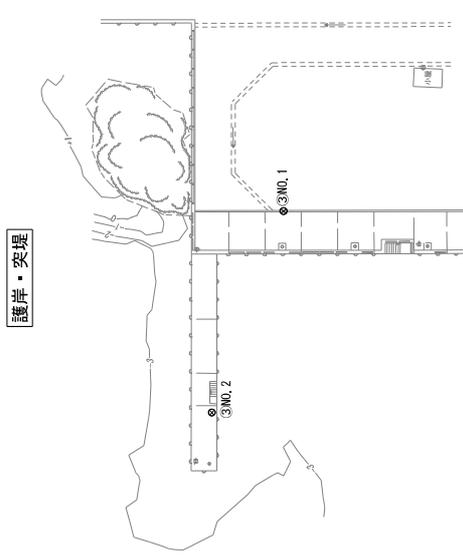
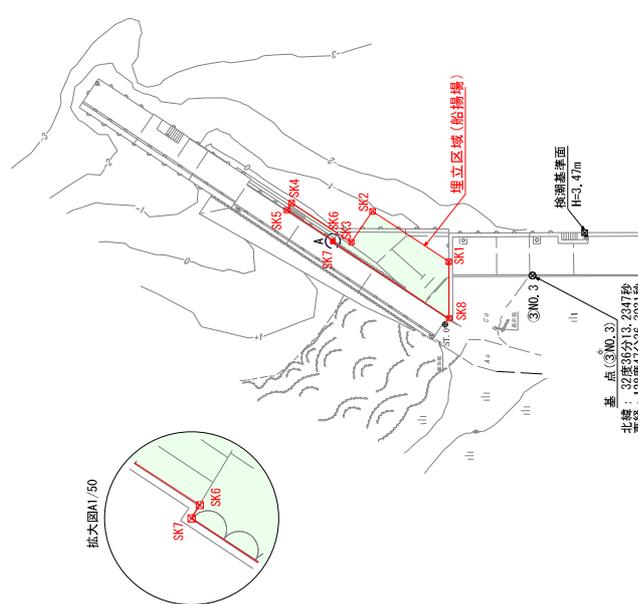
倭寇漁港（女亀地区）求積平面図

S=1 : 500 五島市富江町土取

求積表

地番	埋立区域(船揚場)		X n · (Y n+1 - Y n-1)		距離
NO	X n	Y n	X n	(Y n+1 - Y n-1)	
SK1	-43719.457	-66571.308	-786032.117403		12.653
SK2	-43717.048	-66558.886	-500691.350744		5.190
SK3	-43711.949	-66559.855	-380468.804096		9.860
SK4	-43710.039	-66550.182	-412885.028394		1.186
SK5	-43708.875	-66550.409	338044.439250		7.653
SK6	-43710.363	-66557.916	330231.792465		0.213
SK7	-43710.155	-66557.964	828263.727095		19.263
SK8	-43713.871	-66576.865	583317.894624		7.879
合 計					
埋立区域面積					109.72 m ²

埋立区域(船揚場)	地番	面積	面積
		109.72	m ²



(世界測地2011)

年度	令和6年度
工事名	倭寇漁港(女亀地区)測量
施工地	五島市 富江町土取
図面種類	求積平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	全
番 査	課長 係長 設計 製図
所 属	長崎県五島市

測量の経度	緯度
32°39'13.23"	128°47'25.30"
32°39'13.23"	128°47'25.30"
32°39'13.23"	128°47'25.30"
32°39'13.23"	128°47'25.30"

測量年月日 令和7年01月30日
測量者 杉測量有限公司 杉 賢二
立 会 人 五島市産業振興部水産課 監督員 後川直哉

点 名	X座標	Y座標	備 考
3NO.1	-43634.149	-66540.152	全測標 (磁気浮島)
3NO.2	-43507.324	-66552.753	全測標 (磁気浮島)
3NO.3	-43726.167	-66560.846	全測標 (磁気浮島)

議案第 57 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

五島市長 出口 太

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
（1 工区） 五島市富江町山下字美江原 372 の 5 及び 389 の 3 地先	43.75	字美江原
（2 工区） 五島市富江町山下字美江原 389 の 3 地先	38.14	
（3 工区） 五島市富江町山下字美江原 389 の 3 地先	154.92	
（4 工区） 五島市富江町山下字スキ山 201 の 18 地先	32.39	字スキ山
（5 工区） 五島市富江町山下字スキ山 201 の 18 地先	32.98	

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



長崎県指令5漁港許第1号

竣 功 認 可 書

五 島 市

令和6年11月15日付けで申請のあった第1種山下漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和7年1月10日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

- 【1工区】長崎県五島市富江町山下字美江原372番5及び389番3地先
- 【2工区】長崎県五島市富江町山下字美江原389番3地先
- 【3工区】長崎県五島市富江町山下字美江原389番3地先
- 【4工区】長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18地先
- 【5工区】長崎県五島市富江町山下字スキ山201番18地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

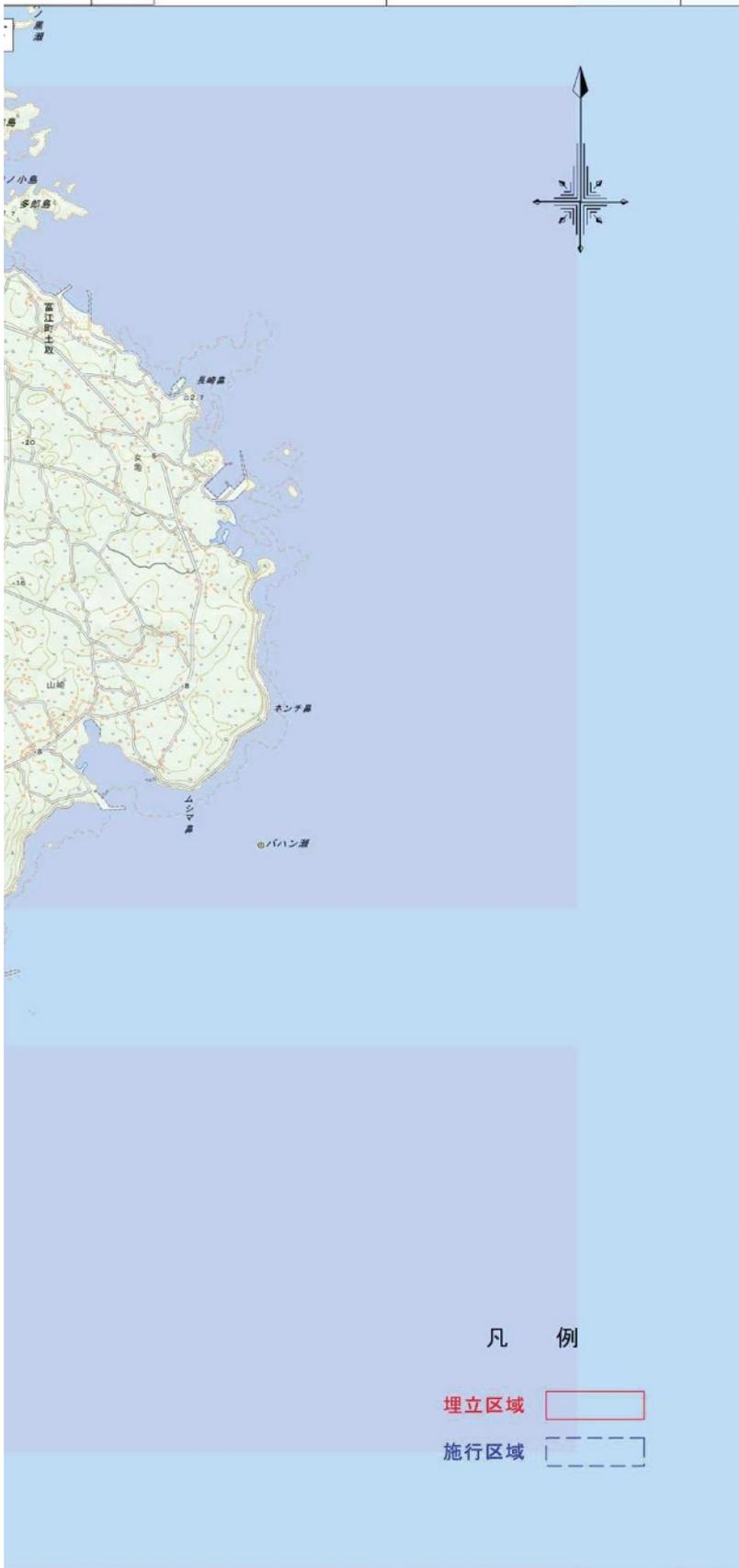
3. 竣功面積 302.18㎡

(内訳)	物	揚	場	敷	(1 工 区)	43.75㎡
	物	揚	場	敷	(2 工 区)	38.14㎡
	物	揚	場	敷	(3 工 区)	154.92㎡
	物	揚	場	敷	(4 工 区)	32.39㎡
	物	揚	場	敷	(5 工 区)	32.98㎡

1/25,000



128° 49' 13.19"
32° 37' 33.43"



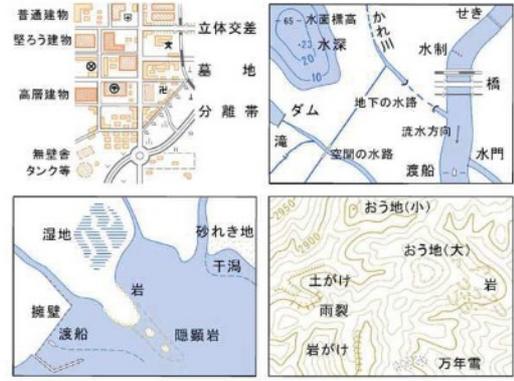
凡 例

- 埋立区域
- 施行区域

記 号

- トンネル
- 4車線以上
- 2車線幅員13m以上
- 2車線幅員13m未満
- 1車線道路
- 幅員3.0m未満の道路
- 歩道
- 高速道路
- 国道及び国道番号
- 都道府県道
- 有料道路
- 庭園路
- 石段
- 単線 駅 複線以上
- (JR線)
- 普通鉄道
- 側線
- 地下駅
- トンネル
- 地下の鉄道
- 特殊鉄道
- 路面の鉄道
- 索道(リフト等)
- (JR線)
- 建設中または運行休止中の鉄道
- 橋及び高架部
- 都道府県境界
- 北海道総合振興局界
- 市区町村境界
- 所屬界
- 特定地区界
- 送電線
- 電子基準点
- 三角点
- 水準点
- 市役所
- 東京都の区役所
- 町村役場
- 指定都市の区役所
- 官公署
- 裁判所
- 税務署
- 消防署
- 保健所
- 警察署
- 交番
- 郵便局
- 小・中学校
- 高等学校
- 病院
- 血博物館
- 図書館
- 老人ホーム
- 電波塔
- 特別標高点
- 標高点
- 神社
- 寺院
- 高塔
- 煙突
- 風車
- 油井・ガス井
- 灯台
- 坑口
- 温泉
- 噴火口・噴気口
- 採鉱地
- 城跡
- 史跡・名勝・天然記念物
- 港湾
- 漁港
- 記念碑
- 自然災害伝承碑
- 発電所・変電所

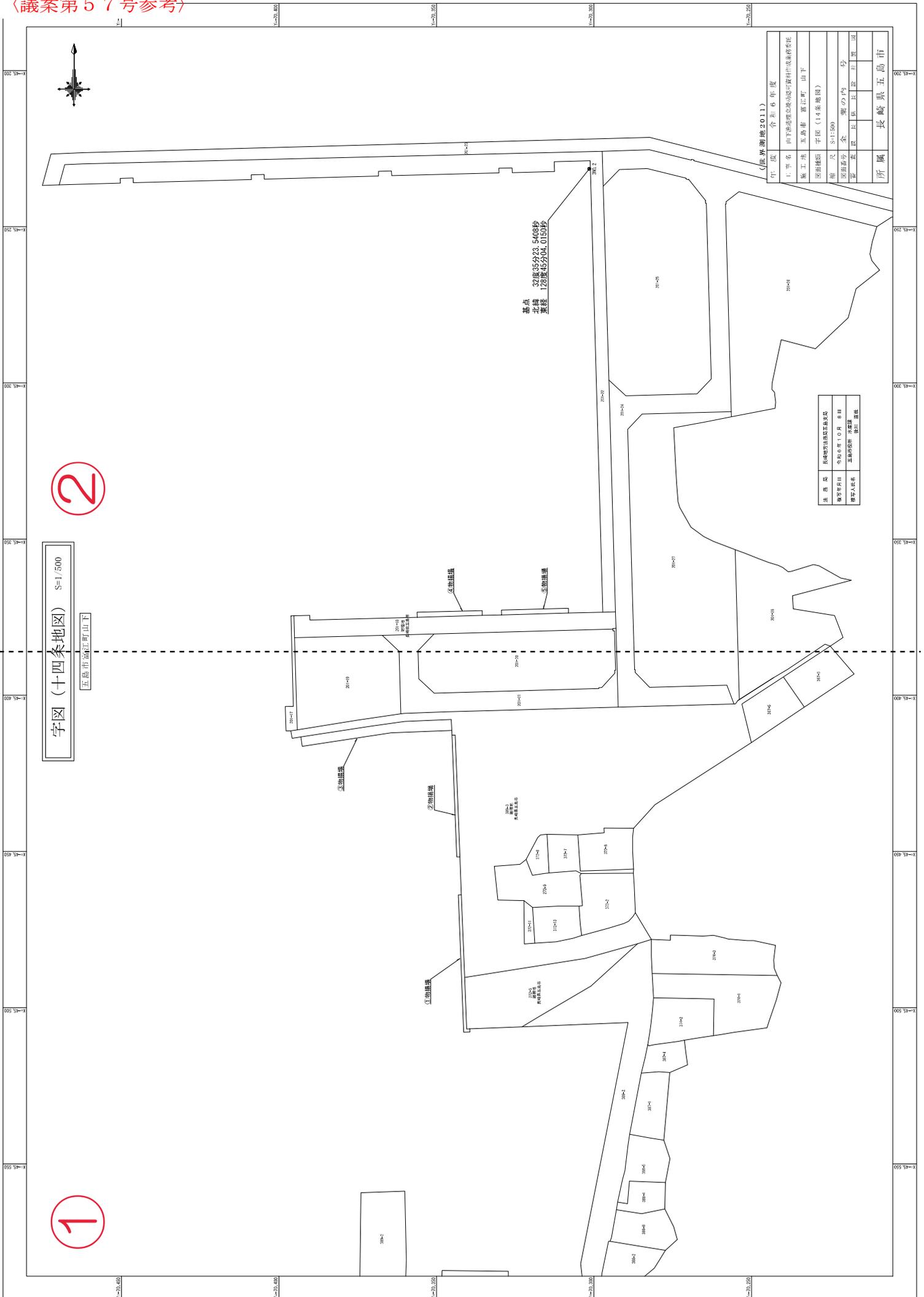
田	竹林
畑	ヤシ科樹林
茶畑	ハイマツ地
果樹園	笹地
広葉樹林	荒地
針葉樹林	



一般平面図

(世界測地2011)

年度	令和6年度
工事名	山下漁港埋立竣功認可資料作成業務委託
施工地	五島市 富江町 山下
図面種類	一般平面図
縮尺	S=1:25,000
図面番号	全 葉 の 内 号
審査	課長 係長 設計 製図
所属	長崎県五島市

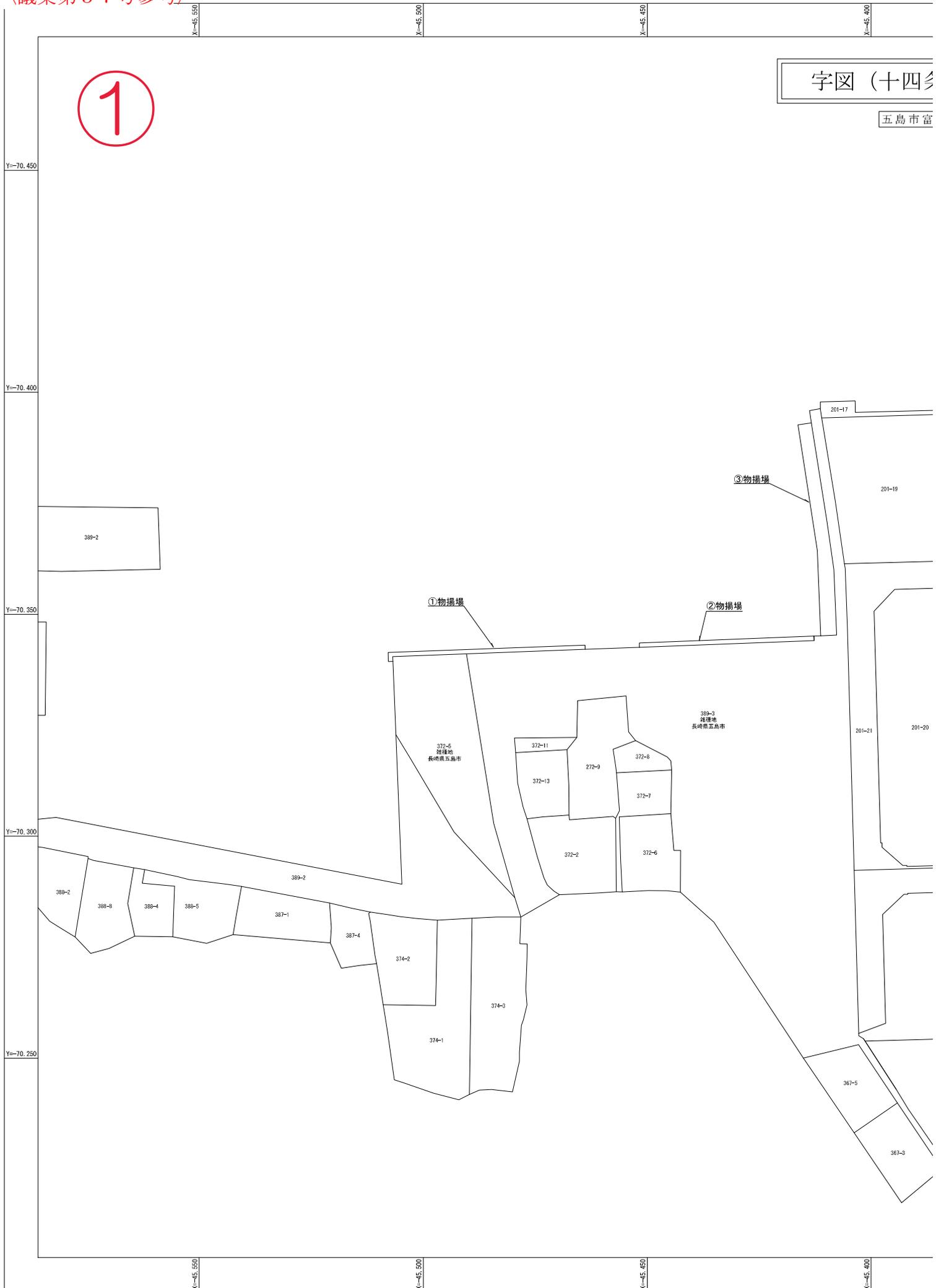


2

字図(十四条地区) S=1/500

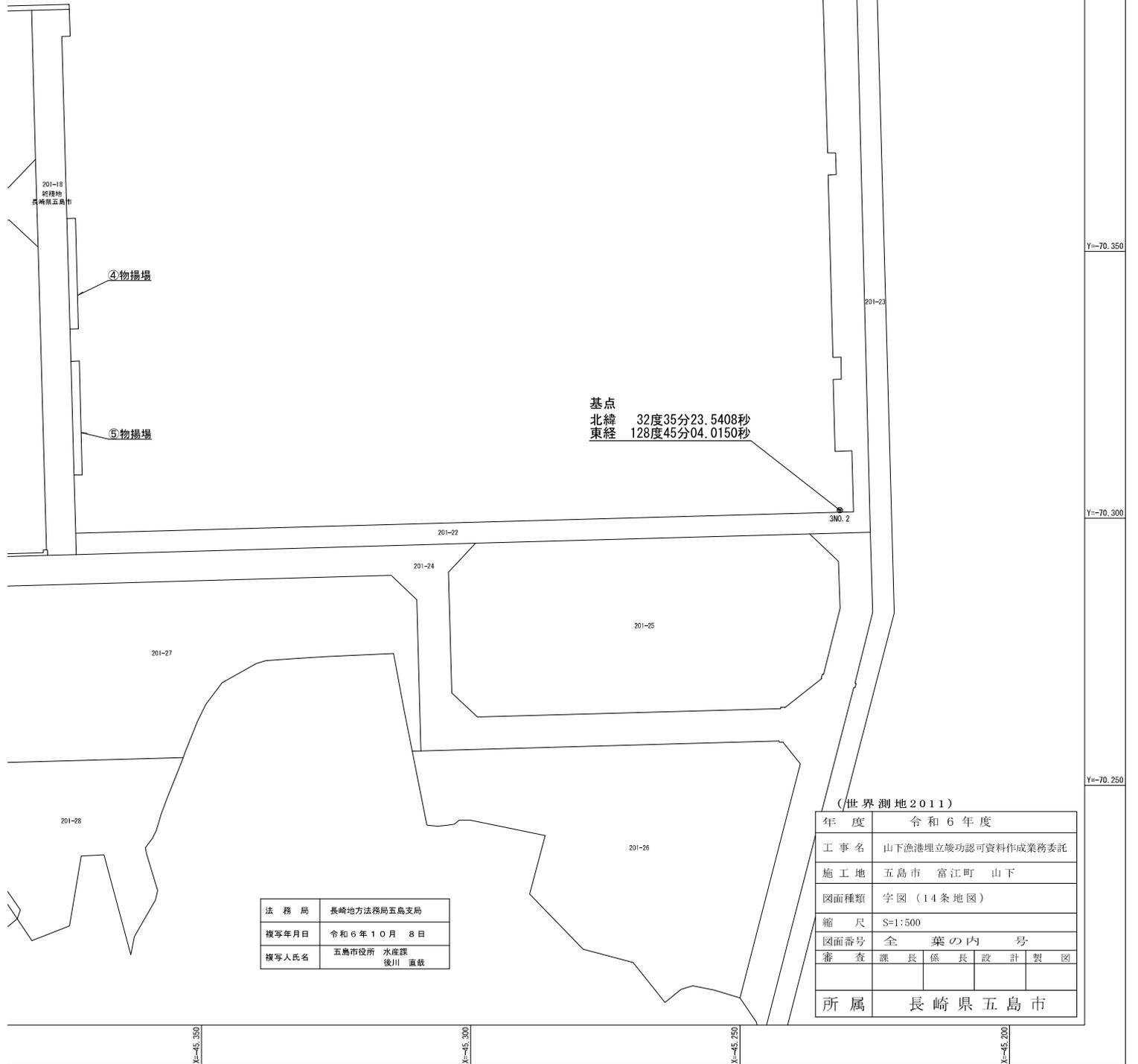
五島市並江町山下

1



条地図) S=1/500
江町山下

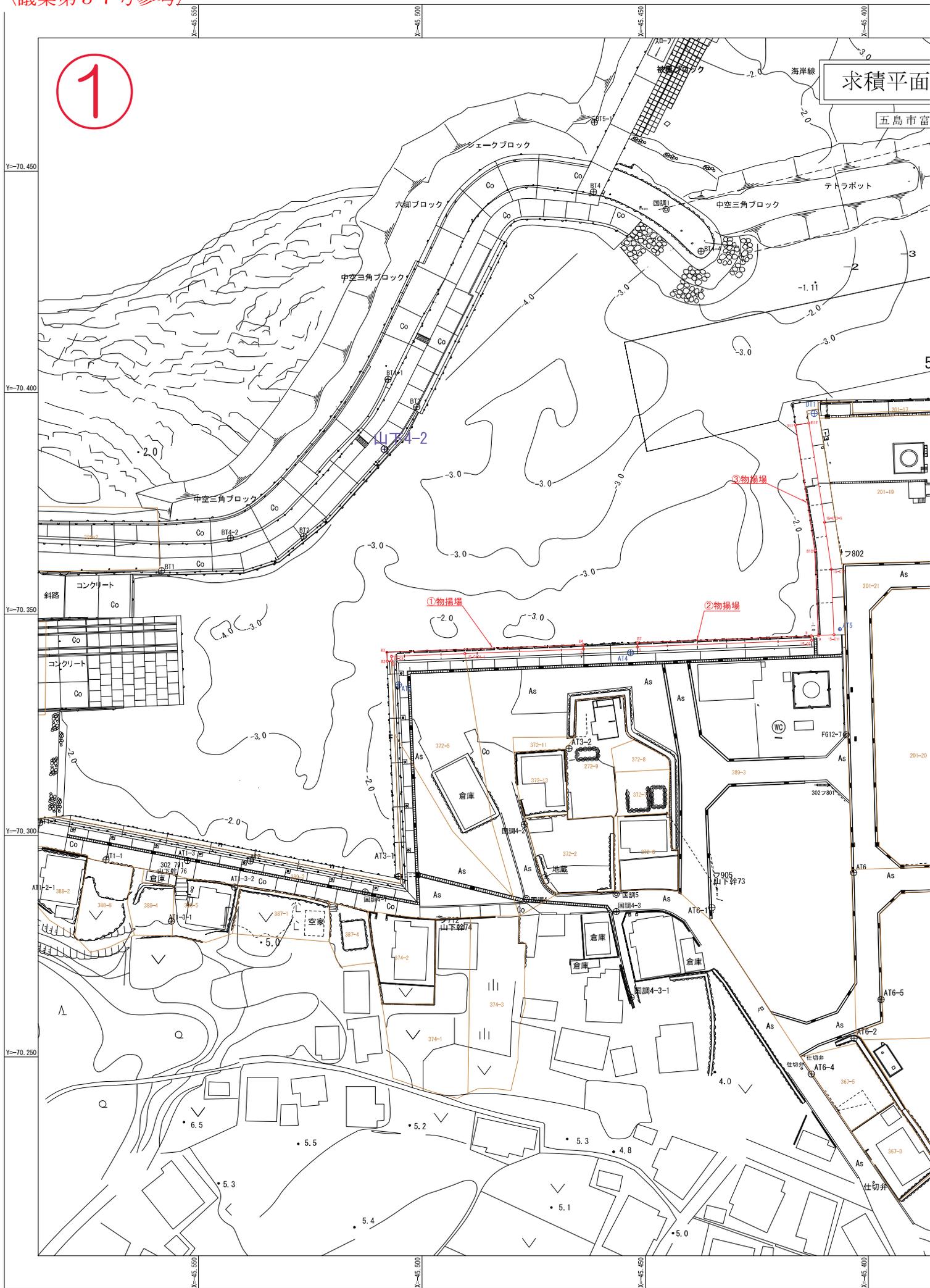
2



(世界測地2011)

年度	令和6年度
工事名	山下漁港埋立竣功認可資料作成業務委託
施工地	五島市 富江町 山下
図面種類	字図 (14条地図)
縮尺	S=1:500
図面番号	全 葉 の 内 号
審査	課長 係長 設計 製図
所属	長崎県五島市

法務局	長崎地方法務局五島支局
複写年月日	令和6年10月8日
複写人氏名	五島市役所 水産課 後川 直哉



議案第58号

和解及び損害賠償の額の決定について

軽乗用自動車の破損事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和7年6月11日提出

五島市長 出口 太

1 和解及び損害 五島市奈留町浦153番地5

賠償の相手方 鎌田 智美

2 和解の趣旨

令和7年3月24日、五島市奈留町浦1750番地2の奈留児童遊園において、本市奈留支所の職員が、刈払機で除草作業をしていたところ、同園から道路を挟んで南側に位置する奈留小学校プールの敷地に駐車していた軽乗用自動車（長崎581こ5179）に刈払機で跳ねた石を接触させ、同車両のリアガラスを損傷した事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 軽乗用自動車修理費 99,000円

（提案理由）

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

五島市長 出 口 太

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和7年5月26日

五島市長 出 口 太

和解及び損害賠償の額の決定について
交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

- 1 和解及び損害 五島市武家屋敷三丁目4番1号
賠償の相手方 株式会社十八親和銀行福江中央支店
支店長 井手 俊二郎

2 和解の趣旨

令和7年3月31日、市の普通乗用自動車（長崎300の3930）を運転していた本市スポーツ振興課の職員が、五島市武家屋敷三丁目の十八親和銀行福江中央支店の駐車場において、十分な確認をせず後進したことにより、同駐車場に駐車していた軽乗用自動車（長崎581そ3684）に接触し、同車両の右フロントフェンダー等を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

- 3 損害賠償の額 軽乗用自動車修理費 53,449円
代 車 費 用 9,900円
合 計 63,349円